

学校において予防すべき感染症と出席停止の期間について

お子様が学校保健安全法に定める感染症にかかった場合は、出席停止の措置が取られます。出席停止は通常の欠席とは区別され、欠席扱いにはなりません。学校感染症に該当する感染症の種類とその手続きについては下記の通りです。

【主な学校感染症と出席停止期間】

●第2種学校感染症

新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼児は3日)を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗生剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したのち5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮(黒い皮)化するまで
咽頭結膜熱	主症状が消失した後、2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

※ただし、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときはこの限りではない。

●第3種学校感染症：症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

- ・腸管出血性大腸菌感染症 ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎
- ・その他の感染症(溶連菌感染症・手足口病・マイコプラズマ感染症・感染性胃腸炎など)

【手続きの方法】

1. 医療機関で「学校感染症」に罹患したと診断された場合は、学校に連絡するとともに指示された期間安静にして自宅で治療に専念してください。
2. 登校後、ご家庭で「出席停止に関する報告書」をご記入いただき、学校まで提出してください。用紙は学校よりお渡しします。
また、本校ホームページよりダウンロードすることも可能ですので、印刷してご活用ください。

【現在流行している主な感染症と出席停止期間のおさらい】

新型コロナウイルス感染症



「発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで」

		発症日	発症後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
例1	発症後3日目に症状が軽快した場合	発症	→			症状軽快	症状軽快後1日目	症状軽快後2日目	登校可	
例2	発症後4日目に症状が軽快した場合	発症	→				症状軽快	症状軽快後1日目	登校可	
例3	発症後5日目に症状が軽快した場合	発症	→					症状軽快	症状軽快後1日目	登校可

インフルエンザ



「発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで」

		発症日	発症後						
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例1	発症後1日目に熱が下がった場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	解熱後4日目	登校可	
例2	発症後3日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可	
例3	発症後4日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可

溶連菌感染症

「症状により学校医その他の**医師が感染の恐れがないと認めるまで**」

登校の目安：適切な抗菌薬治療開始後24時間経過し、全身の状態が良ければ登校可能（抗菌薬療法開始後24時間以内に他への感染力は消失。ただし、定められた期間は抗菌薬を継続すること。）